

改正後	改正前
<p>(四アルキル鉛の製造に係る措置)</p> <p>第二条 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯させること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(四アルキル鉛の混入に係る措置)</p> <p>第四条 事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(装置等の修理等に係る措置)</p> <p>第五条 事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業(前号の汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファ</p>	<p>(四アルキル鉛の製造に係る措置)</p> <p>第二条 事業者は、令別表第五第一号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 作業に従事する労働者に有機ガス用防毒マスクを携帯させること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(四アルキル鉛の混入に係る措置)</p> <p>第四条 事業者は、令別表第五第二号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 作業に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。</p> <p>六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(装置等の修理等に係る措置)</p> <p>第五条 事業者は、令別表第五第三号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作業(前号の汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護前掛け、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事</p>

ン付き呼吸用保護具を使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2・3 (略)

(タンク内業務に係る措置)

第六条 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる措置は、作業開始前に、当該各号列記の順に行うものとする。

一〇九 (略)

十 第一号から第五号までの措置に係る作業及び第八号の措置に係る監視の作業(タンクの内部において行う場合を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、この限りでない。

2・5 (略)

(ドラム缶等の取扱いに係る措置)

第九条 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 前号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ、並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯させること。

三 (略)

2 前項第一号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)

する労働者が四アルキル鉛中毒にかかるおそれのないときは、この限りでない。

2・3 (略)

(タンク内業務に係る措置)

第六条 事業者は、令別表第五第四号に掲げる業務のうち四アルキル鉛用のタンクに係るものに労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる措置は、作業開始前に、当該各号列記の順に行うものとする。

一〇九 (略)

十 第一号から第五号までの措置に係る作業及び第八号の措置に係る監視の作業(タンクの内部において行う場合を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに有機ガス用防毒マスクを使用させること。ただし、当該作業に従事する労働者が四アルキル鉛によつて汚染され、又はその蒸気を吸入するおそれのないときは、この限りでない。

2・5 (略)

(ドラム缶等の取扱いに係る措置)

第九条 事業者は、令別表第五第六号に掲げる業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 前号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させ、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯させること。

三 (略)

2 前項第一号の措置に係る作業(汚染を除去する作業を除く。)

に従事する労働者は、当該作業に従事する間、同項第二号の保護具（有機ガス用防毒マスク及び有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を除く。）を使用し、及び有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯しなければならない。

3 (略)

4 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一 (略)

二 第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事するときは、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用し、並びに有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯する必要があること

三 (略)

(汚染除去に係る措置)

第十一条 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者に従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク、有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

五 第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク）有機ガス用防毒

に従事する労働者は、当該作業に従事する間、同項第二号の保護具（有機ガス用防毒マスクを除く。）を使用し、及び有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない。

3 (略)

4 事業者は、第一項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、次の事項を周知させなければならない。

一 (略)

二 第一項第一号の措置に係る作業（汚染を除去する作業を除く。）に従事するときは、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用し、並びに有機ガス用防毒マスクを携帯する必要があること

三 (略)

(汚染除去に係る措置)

第十一条 事業者は、地下室、船倉又はピットの内部その他の場所であつて自然換気の不十分なところにおいて、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者に従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 三 (略)

四 第二号の換気の作業（動力による換気の作業を除く。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させること。

五 第二号の換気の作業以外の作業（第三号の措置に係る監視の作業を含む。）に従事する労働者に不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴及び帽子並びに送風マスク（加鉛ガソリンによる汚染を除去する作業にあつては、送風マスク）又は有機ガス用防

<p>マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一を超えた有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶を取り替えること。</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 5 三 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>	<p>マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスク又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一をこえた有機ガス用防毒マスクの吸収かんを取り替えること。</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 5 三 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>
<p>毒マスク)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスクを備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一をこえた有機ガス用防毒マスクの吸収かんを取り替えること。</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 5 三 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>	<p>毒マスク)を使用させること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、令別表第五第八号に掲げる業務に労働者を従事させるとき(第一項に規定する場合を除く。)は、次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 作業場所に有機ガス用防毒マスクを備えること。</p> <p>二 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(保護具等の管理)</p> <p>第十六条 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、その日の作業を開始する前に、保護具について次の措置を講じなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 使用時間の合計が破過時間の二分の一をこえた有機ガス用防毒マスクの吸収かんを取り替えること。</p> <p>2 5 7 (略)</p> <p>(揭示)</p> <p>第二十一条の二 事業者は、四アルキル鉛等業務に労働者を従事させるときは、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 5 三 (略)</p> <p>四 令別表第五第一号及び第六号に掲げる業務を行う作業場において是有機ガス用防毒マスクを携帯しなければならない旨</p> <p>五 (略)</p>